議案第118号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第5 1号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第42条関係)

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
ごみ(燃え	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまで
殻を含む。)		ごとに15円
の処理		
		規則で定める区分
粗大ごみの		に応じ、200円、
処理		500円又は1,
		000円
	事業用の仮設便所に係るし尿を市が	1回に収集したし

	 収集し、運搬し、及び処分するとき。	尿180リットル
し尿の処理	収集し、連搬し、及い処分するとさ。	M
		までの場合につい
		ては3,000円。
		180リットルを
		超える場合につい
		ては90リットル
		までごとに1,5
		00円を加えた金
		額
犬、猫等の		1個につき3,0
死体の処理		0 0 円
汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴	収集した汚泥1立
	う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が	方メートルまでご
	収集し、運搬し、及び処分するとき。	とに2,550円
行化の定理	合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等	収集した汚泥1立
	の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、	方メートルまでご
	運搬し、及び処分するとき。	とに2,100円
		浄化槽等の容積 1
		. 5立方メートル
		までのものについ
		ては6,450円。
浄化槽等の		1. 5立方メート
清掃		ルを超えるものに
		ついては1立方メ

ートルまでごとに 3,150円を加 えた金額

別表第2(第44条関係)

種 別	取 扱 区 分	処 理 費 用
可燃性固形	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまで
物の処理		ごとに15円
不燃性固形	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまで
物の処理		ごとに7円50銭

備考 算出した処理費用の額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表第1ごみ(燃え殻を含む。)の処理の項の規定は、この 条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の搬入に係る手数料につい て適用し、施行日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1 (ごみ (燃え殻を含む。)の処理の項に係る部分を除く。)及び別表第2の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、施行日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

参考資料

制定要旨

ごみの処理、し尿の処理、犬、猫等の死体の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に関する手数料並びに産業廃棄物処理費用の額を改定するため、この条例を制定するものである。